

町の考え方を問う

一般質問

12月定例会では、福祉問題・観光問題など、町政全般へ6名11項目にわたり質問がありました。なお、質問者及び質問項目は、右の表のとおりです。

町が当事者となり契約している土地・建物の賃貸借契約・使用賃借契約やサービス等の提供を受けた委託契約、物品の借上げ契約の具体的な種類・件数・金額について

2 社会教育センターの温泉給湯契約の経緯・契約内容について

3 小田原箱根観光株式会社と町との地上権設定契約に至った経緯と内容について

154 件、金額が

1,175万円、貸家料が10件、金額が315万円となっている。これら土地建物関係の契約は、20年にわたる長いものもあるが、概ね3年程度の更新期間で契約更改している。

2点目について、新宿区の保養所であった「明星荘」の代から現供給元との契約が行われており、町が買収する際、温泉を引湯する権利も引き継いだ。買収後、一部改修を経て、昭和51年5月に「箱根町社会教育センター

明星荘」として開設した。開設当初は1か月の温泉使用料は施設の維持管理を含め3万5,000円、契約期間は10年間とし、満了時は協議のうえ更新できる内容である。

その後の社会情勢や諸物価の上昇に伴い、維持管理費の増大や町の財政状況等と照らして、温泉供給変更契約書を交わし、使用料を改定してきた。

平成9年度までは、供給元の要望等に応え、使用料の増額をしたが、バブル崩壊後の経済情勢の反映から町の財政状況も厳しくなってき

たことから、使用料の引き下げ交渉、変更契約を交わし、が土地所有者となつた。

Q 財務について 箱根町の契約について

1 町が当事者となり契約している土地・建物の賃貸借契約・使用賃借契約やサービス等の提供を受けた委託契約、物品の借上げ契約の具体的な種類

1 点目について、

契約件数や金額につ

いてですが、平成20

年度決算では、一般会計、特

別会計を合わせて、入札等に

による工事関係が89件、金額

は12億2,305万円、複写機やシス

テムの借上げが80件、金額は

9,239万円、電気設備や施

設の保守、庁舎、公衆トイレ

の清掃業務委託などが

342件、金額は15億2,902万円の契

約を行つた。土地関係では、

賃借料として

154件、金額が

●川端祥介 (P4)

・箱根町の契約について

●石川 栄 (P5)

・高原ふれあい広場のトイレ設置及び県道75号の交通渋滞について

・有害鳥獣対策について

●村上東司 (P5)

・観光振興施策について

●山田和江 (P6)

・国民健康保険料の引き下げについて

・宮城野保育園の存続について

・お年寄りのバス・電車代の負担軽減について

●村野由紀子 (P6)

・高齢者の介護と福祉について

・箱根町の読書の推進について

●遠藤秀則 (P7)

・公共施設の配置について

・宮城野地域活性化のための観光客誘致について

*上記の表による各議員の質問事項のうち、1項目について質問内容と町長の答弁を要約して掲載しています。



社会教育センター

地上権 .. 工作物や竹木を所有するために、他人の土地を使用する権利
.. 建物、橋、電柱、テレビ塔、トンネルなど

本契約については、「当該業者が小田原市及び箱根町の観光施策に協力する意図を持って行う事業の公共性を認め、その事業の円滑な遂行を助長、促進するため」に無償で契約したものである。また、同社からは昭和36年から毎年箱根町へ寄付を行つており、平成20年度までで、4,716万2,000円となり、3,030万円を育英奨学金へ繰り入れている。

現在は12万8,250円となつている。当センターとしても、利用者が取り組んでいるが、利用が伸びないのが現状である。今教材とした講座・教室開催と交渉をするとともに、契約内容についても契約期間を盛り込むなどの対応を図つて行く。